

特別養護老人ホーム フローラ 利用料金概算表

R7年4月～

要介護3	介護サービス費									
	介護費	個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	日常生活継続支援加算	協力医療機関連携加算	高齢者等感染対策加算	自立支援促進加算	科学的介護推進体制加算	合計（処遇改善加算14%含む）
										314,526
	月額（日額）	244,500	3,800	3,600	6,300	13,800	500	100	2,800	500
		(8150)	(126)	(120)	(210)	(46)	月額	月額	月額	月額
							介護保険負担割合証（1割）の方		31,453	



高額介護サービス費負担限度額		利用者負担額①
第1段階	15,000	15,000
第2段階	15,000	15,000
第3段階	24,600	24,600
第4段階	44,400	31,453

要介護4	介護サービス費									
	介護費	個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	日常生活継続支援加算	協力医療機関連携加算	高齢者等感染対策加算	自立支援促進加算	科学的介護推進体制加算	合計（処遇改善加算14%含む）
										338,808
	月額（日額）	265,800	3,800	3,600	6,300	13,800	500	100	2,800	500
		(8860)	(126)	(120)	(210)	(46)	月額	月額	月額	月額
							介護保険負担割合証（1割）の方		33,881	



高額介護サービス費負担限度額		利用者負担額①
第1段階	15,000	15,000
第2段階	15,000	15,000
第3段階	24,600	24,600
第4段階	44,400	33,881

要介護5	介護サービス費									
	介護費	個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	日常生活継続支援加算	協力医療機関連携加算	高齢者等感染対策加算	自立支援促進加算	科学的介護推進体制加算	合計（処遇改善加算14%含む）
										362,406
	月額（日額）	286,500	3,800	3,600	6,300	13,800	500	100	2,800	500
		(9550)	(126)	(120)	(210)	(46)	月額	月額	月額	月額
							介護保険負担割合証（1割）の方		36,241	



高額介護サービス費負担限度額		利用者負担額①
第1段階	15,000	15,000
第2段階	15,000	15,000
第3段階	24,600	24,600
第4段階	44,400	36,241

利用者が負担する金額

例：要介護3 4段階の方

利用者負担額①	+	保険適用外費用計④	+	間食費	=	合計
31,453		123,300		4,500		159,253

※1 その他にかかる費用

医療費（受診費用、薬代）、間食費（150円/日）、個人専用の電化製品の電気料金がかかります。

※2 介護サービス費の合計には、介護職員等処遇改善加算14%が含まれています。

※3 介護サービス費の加算以外に、ご本人の状況等により算定される加算があります。

※4 高額介護サービス費とは？

介護保険サービスにかかる自己負担額（月ごと）が一定の上限を超えた場合に、その超えた分が払い戻される制度です。

介護保険適用外費用					保険適用外費用 ②＋③＝計④
負担限度額 段階	食費の利用者負担額②		居住費の利用者負担額③		
	日額	月額	日額	月額	
第1段階	300	9,000	880	26,400	35,400
第2段階	390	11,700	880	26,400	38,100
第3段階①	650	19,500	1,370	41,100	60,600
第3段階②	1,360	40,800	1,370	41,100	81,900
減額対象外	1,700	51,000	2,410	72,300	123,300

【高額介護サービスについて】

特養に入所している場合の流れ

① 毎月のサービス利用と自己負担

特養に入所すると、介護サービス利用料（介護保険対象部分）の自己負担が発生します（原則1割、所得により2～3割）。

② 市区町村が自動的に計算

特養での利用実績に基づき、市区町村が月ごとの自己負担額を集計し、高額介護サービス費の上限額を超えたかどうかを判断します。

③ 対象になった場合、市区町村から通知が届く

通常、サービスを利用した月の2～3か月後に、
「高額介護サービス費支給決定通知書」

支給金額

支給方法（口座振込など）

が郵送で届きます。

④ 自分が知るタイミングは？

市区町村から通知が来た時点で、自分（もしくは家族や代理人）は「高額介護サービス費」の対象になったことを知ることになります。

■ 注意点・補足

所得により上限額が異なります（住民税非課税世帯などは上限が低くなります）。
介護保険負担限度額認定証を持っている場合は、あわせて影響します。

高額介護サービス費の月額上限額（2024年度基準）

区分	上限額（月額）	対象となる方の目安
第1段階	15,000円（世帯）	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者
第2段階	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	世帯全員が住民税非課税で、年金収入＋その他所得が一定以下の人（単身で年収約80万円以下など）
第3段階	24,600円（世帯）	世帯全員が住民税非課税で、年金等収入が一定以上（単身で年収約80万円超～266万円未満）
第4段階	44,400円（世帯）	世帯に住民税課税者がいる場合。
第5段階	93,000円（世帯）	高所得者層（介護保険自己負担が2～3割の人など）

※ この表の「上限額」は、**介護保険サービスの自己負担額（1～3割）の合計**がこの額を超えたとき、超えた分が払い戻される、という意味です。

■ 具体例

● 例1：住民税非課税・年金80万円の方（第2段階）

特養での介護サービス自己負担額（1割）：月30,000円

上限：24,600円

→ 差額の **5,400円**が市町村から払い戻し

● 例2：一般的な年金受給者（課税あり）（第4～5段階）

特養での介護サービス自己負担額（1割）：月50,000円

上限：44,400円（所得による）

→ 差額の **5,600円**が市町村から払い戻し